

図表2 2023年度から始めた助成プログラム

助成メニュー	はじめて助成	後発開発途上国のNGOを対象とした助成	標準事業助成	協働事業助成
目的概要	生物多様性保全の担い手の裾野拡大（申請・報告は可能な限り簡素化）	これまでの助成方式・規模を踏襲し、初期段階や、新たなチャレンジを含める	これまでの助成方式・規模を踏襲し、初期段階や、新たなチャレンジを含める	行政や地域社会、企業等とも連携した、他の団体の範となる取り組み
主な団体要件	これまでに経団連自然保護基金からの助成実績がない団体	草の根の団体（現地籍）	法人格や社会的信頼のある任意団体、3年以上の自然保護活動実績がある団体	複数団体による協働実施プロジェクト。加えて左記要件
活動地域	海外・日本国内	海外	海外・日本国内	海外
年間助成額	100万円以下		1000万円以下	2000万円以下
助成期間	単年度助成、3年まで継続申請可		単年度助成、3年まで継続申請可	3年間のプロジェクトに支援**

\*\*ただし、運営委員会で継続が不適当と判断された場合は助成を止めることもある



メコン川下流および周辺流域での絶滅危惧魚類保全の様子

み、③人材育成への取り組み—としたうえで、助成メニューを「はじめて助成」「後発開発途上国NGO助成」「標準事業助成」「協働事業助成」の4類型とし、それぞれの目的と助成対象となる団体の要件、活動地域、年間助成額の上限を設定した（図表2）。また、助成対象の選考に携わる運営委員会の委員に、SDGsに関する有識者にも加わっていた。新たな助成プログラムに基づく助成は2023年度から始まっており、助成先のNGOから活動報告が寄せられている段階である。

**SATOYAMAイニシアティブ 推進プログラムへの支援**  
第2は、国連開発計画（UNDP）が実施する「SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム（COMDEKS）」への支援である。このプログラムは、途上国の生物多様性保全において、日本の「里山・里海」のように、人間が地域の自然資源を暮らしや農林漁業等の生産活動に利用しながら自然と良好な関係のもとに共生していく現地活動を支援するものである。UNDPのほか生物多様性条約（CBD）事務局、

これらに基金による二つの新たな取り組みが、国内外における自然保護・生物多様性保全に向けた各現場での活動への後押しとなり、保護地域およびOECMによる30by30目標

国連大学、環境省等とも連携して効果的な支援を目指している。基金は2023〜2028年の6カ年で総額3億円の支援を予定している。

**企業とNGOとの交流促進による効果的な取り組み**

最後に、企業とNGOとの交流促進の意義についても触れておきたい。協議会は、企業が自然保護や生物多様性保全の活動を行う際には、NGOをはじめとする様々な関係者との連携が重要との考え方に立ち、関係者が直接対話する場として「企業とNGO等との交流会」や「NGO活動成果報告会」といった機会を設けている。基金を通じて支援した国内外の活動現場の視察も行っており、コロナ禍を経て、2023年度からは海外視察を再開している。現地NGOや地域住民との交流に加えて訪問国の政府や国際機関等と意見交換を行うことは、日本の経済界による自然保護・生物多様性分野での国際的な貢献を知ってもらい、相互理解を深めるうえでも大変有効である。

基金が、引き続き協議会との連携のもと、2030年ネイチャーポジティブに向けて重要な役割を果たすよう努めていく所存である。経団連会員企業の皆さま方からのご寄付に心よりお礼申し上げますとともに、今後の活動にも大いに期待していただければ幸いです。

\*は本誌11ページ「類出用語」を参照

解説

経団連自然保護基金の概要と新たな取り組み



経団連自然保護基金運営委員長 渡辺綱男  
わたなべ つなお

経団連自然保護基金（以下、基金）は、リオデジャネイロで国連環境開発会議（地球サミット）が開催された年と同じ1992年の9月に、「経団連地球環境憲章」の考えを自然保護分野で実践するため「経団連自然保護協議会」（以下、協議会）と共に設立された。その主な目的は、途上国の自然保護で重要な役割を果たしている環境NGOとの協力を進めることで、日本の経済界が資金・人材の両面で環境NGOの活動を支援することであった。

以来30年以上にわたり、経団連の全法人員等に対して寄付を呼びかけ、いただいた寄付金は、基金の運営委員会における助成選考審査を経て、国内外のNGOが行う自然保護・生物多様性保全プロジェクトに対する資金支援のために拠出している。これまでの累計支援金額は約50億円、支援プロジェクト数は約1700件に上り、地域別ではアジアが50%、国内が19%となっている（図表1）。基金への寄付額は、直近4カ年で増加傾向にあり、2019年度の1億7200万円から2022年度には1億9300万円となっている。

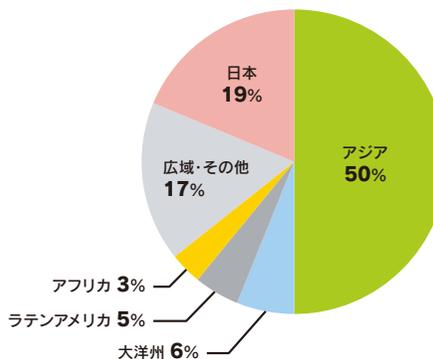
**昆明・モントリオール 生物多様性枠組（GBF）への貢献**  
自然保護・生物多様性保全に関する課題は地域によって異なるため、それぞれの地域に根差したNGOによる現場レベルでの実践活動を支援することは、経団連による自然保護・生物多様性保全の取り組みの大きな柱の一つである。また、これまでの基金の実績が示す通り、経団連会員企業が自然保護・生物

多様性保全に取り組むNGOへの支援を行うことの重要性は、経済界の中でも高いレベルで定着しているといえる。

こうした状況のもと、基金は2022年3月、「2023年度以降に支援するプロジェクトは、生物多様性に関する新たな世界目標（GBF）の実現に資するものを対象にする」という助成方針を打ち出した。これは、「2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」が採択されることを見据えて定めたものである。新たな具体的取り組みは次の2点である。

**助成プログラムの刷新**  
第1は、基金の助成プログラムの刷新である。助成対象を、①生物多様性の保全に関する取り組み、②生物多様性の保全に資する社会課題解決やSDGs実現に貢献する取り組み

図表1 これまでの支援事業の地域別割合（支援額）



（注）経団連地球環境憲章：  
<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/1991/008.html>

# 経団連自然保護基金の設立時を振り返って

経団連副会長・事務総長  
くばた まさかず  
久保田政一



## ◎ 全地球的規模で環境保全が達成される未来社会の実現を目指す

1991年、就任されたばかりの平岩外四会長(当時)から、翌年の地球サミットに照準を合わせ、環境問題に対する日本経済界の考え方をまとめるよう経団連事務局に指示が下りた。そこで専門の部会が設置されて集中討議が行われ、同年4月に「経団連地球環境憲章」として、理念および具体的な行動指針が策定された。続いて1992年の4～5月には、同憲章の具体化の一環として、経団連自然保護基金の設立構想の公表、運営協議会の設立などが進んだ。

私は、同憲章の策定から基金設立に関わる一連の動きの中で、事務方を務めていた。当時の経済界の環境問題に対する課題認識は、大気汚染や水質汚染といった産業公害の防止や産業廃棄物問題への対応、リサイクルなどの国内問題が中心であり、自然保護ましてや生物多様性への意識は低く、「全地球的規模で環境保全が達成される未来社会の実現」とそのための企業行動のあり方という視座も未成熟であった。また、日本では、生物多様性の保全という観点から自然保護活動に取り組んでいる団体も少なく、米国の自然保護協会(TNC)やコンサベーション・インターナショナル(CI)に調査団を派遣し(私もその一員として参加したが)、米国における自然保護活動の実態や組織運営に関わるノウハウなどを実地で学ぶことからスタートした。

## ◎ 米国の自然保護団体から活動ノウハウを学ぶ

この過程で感じた日本と米国との大きな違いは、環境分野における自然保護活動の位置付けの高さであった。米国では、公害やCO<sub>2</sub>削減は今後の技術革新によって解決を図ることができるが、生物多様性の喪失、種の絶滅は取り返しがつかない、だからこそ対策が最重要なのだ、という認識が浸透していたのが印象的であった。話はそれるが、米国のNGO職員の社会的地位や処遇の高さにも驚いた。

米国調査の成果も踏まえ、1992年9月に経団連自然保護基金および同運営協議会が発足した。初代会長には安田火災海上保険(現 損害保険ジャパン)の後藤康男社長(当時)を迎えた。後藤氏のリーダーシップがいかに発揮されたことが、その後の基金活動の発展につながったと考えている。設立当初は、毎年1億円規模の支援が継続可能かという不安もあったが、これまで30年にわたり継続できたことは各企業のご理解のたまものであると思う。環境省とも、今では協調的な関係が築けている。

30年にわたる基金および経団連自然保護協議会の活動の蓄積は、現在のGX、サーキュラーエコノミー(CE)、ネイチャーポジティブ(NP)の三位一体による取り組みへと結実している。1990年代当初の経団連首脳陣の先見性に敬意を表するとともに、支援を続けてくれた経団連ならびに経団連自然保護協議会の会員各社に対し、あらためてお礼を申し上げたい。